

June 2008



JMS

JAPAN MEDICAL SOCIETY

巻頭座談会

子宮頸がんワクチンの医療経済的考察

—女性と国庫を救うために—

座長 吉川裕之(筑波大学大学院人間総合科学研究科婦人周産期医学教授)/庵原俊昭(国立病院機構三重病院院長、小児科学)/福田敬(東京大学大学院医学系研究科准教授、医療経済研究機構研究部長)/荒川一郎(日本大学薬学部薬事管理学ユニット) 司会:野村元久(JMS主幹)

第105回日本内科学会総会・講演会 テーマ「マスと個に対応する内科学」

会頭 藤田敏郎(東京大学大学院医学系研究科内科学教授・科長、日本内科学会理事長)

EAPRS2008 2008年東アジアレギュラトリーシンポジウム

G8ダイアログ・シリーズ 国連保健(グローバルヘルス):その達成には何が必要か?

Japan Prize 2008年(第24回)日本国際賞

幸福感と健康の関連探る調査スタート

小川明(共同通信編集委員)

日米で比較、長寿の背景は何かでシンポ

勤務医らが現場の惨状を切々と 医療再建議連が東京で発足シンポジウム

大串英明(医療ジャーナリスト)

日本臨床腫瘍学会 in福岡 から(下)

「がん緩和医療と痛み治療」垣添忠生・日本対がん協会会長らが講演 伊藤正治(医事評論家)

限に入る紫外線の実態と影響について

金沢医科大学、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社共同研究

「日本の放射線医学物理士に適切な対応を」

リリー・ビューティフル・ライフ・アワード表彰式/エルヴィン・シュタイン賞

日本初の経口禁煙補助薬 新発売

連載:医療経営について(第10回) 医療法人の法令違反・内容、その罰則

松田紘一郎(公認会計士・認定登録 医業経営コンサルタント)

Medical Who's Who (Vol.73)

水島 裕 (聖マリアンナ医科大学名誉教授)

ラクトフェリンは免疫アジュバント

安藤邦雄(腸溶性ラクトフェリン研究会常任理事)

医療・福祉の総合情報誌 ©





医療法人は、医療法第39条の規定により設立される社団か財団形態をとる法人であり、民法を基盤とする特別法上の法人でもあります。

医療法の改正により5つのキーワード（非営利性・公益性・効率性・透明性・安定性）による新しい医療法人類型が示されています。それらが法令を遵守（Compliance）することを基盤に実践されていくことは当然のことであり、その重大な違反に罰則が付されることもありえます。

この号は、医療法人の法令違反の内容、その適切な対応、罰則の内容等を明らかにし、日常の内部統制の重要性にも触れるつもりです。

法令遵守の前提

（1）法令とは

法令遵守という法令とは、国会で議決され公布・施行された法律の他、政省令や通知まを含むもので医療法を中心に考えますと、主なもの次ようになります。

法令には、医療法人が、医療を提供するために必要な規制、例えば医師法等の身分法や税法およびその関連法令も含まれます。

（2）社会医療法人の法令違反

医療法人の法令違反を具体的に明記した規定（特定医療法人の承認基準を除く）はありませんが、社会医療法人の認定基準に「法令違反」がないこととされています。

これは医療法施行規則第30条の35の2第1項第1号で次のような規定があり、認定申請書にそのようなケース（場合）の「具体的な

・医療法

昭和23年 法律第205号

最終改正 平成18年 法律第84号

・医療法施行令

昭和23年 政令第326号

最終改正 平成19年 政令第9号

・医療法施行規則

昭和23年 厚生省令第50号

最終改正 平成19年 厚生省令第39号

・医療法第42条第1項第4号および第5号に規定する施設の職員、設備および運営方法に関する基準

平成4年 厚生省告示第186号

最終改正 平成14年 厚生労働省告示第173号

・厚生労働大臣が定める社会医療法人が行うことができる収益業務

平成19年 厚生労働省告示第92号

・医療法人制度について

平成19年 医政発第0330049号

・医療法人の基金について

平成19年 医政指発第0330005号

・医療法人運営管理指導要綱

平成2年 健政発110号

最終改正 平成19年 医政発第0330049号

内容」と「事実の有無」の記載が求められています。

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき、医療法人またはその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床または病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款もしくは寄附行為に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であつて、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令もしくは第2項の業務の全部もしくは一部の停止の命令または役員解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

このような重大な法令違反は、あつてはならないことであり、仮に「有」の場合には、当然、不認定になるものと思われれます。

運営管理上の法令遵守

(1) 運営管理指導要綱

医療法人の運営管理の実務の中で、遵守すべき法令基準は、医療法人運営管理指導要綱（以下「指導要綱」という）で定められています。指導要綱の規定を違反の事実に書き直し、対応する法令を一覧表（A）と（B）に示しました。

(2) 法令違反・行政の手續き

指導要綱の違反、特に認可申請または届出にかかる書類が提出されない場合、都道府県は当該医療法人に対し必要な手續きの督促が行われますが、督促または勧告等によつても指導目的が達成されない場合は、次の行政処分が行われることになります。

① 法令違反に対する措置

— 医療法第64条第1項、第2項

第64条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款もしくは寄附行為に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、当該医療法人に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務全部もしくは一部の停止を命じ、または役員解任を勧告することができる。

つまり、都道府県知事は、必要な措置を命令できるが、それに従わない場合は、都道府県知事は、県医療審議会の意見を聴いて、「業務全部もしくは一部停止」または「役員解任」を勧告できます。

② 聴聞手續き

— 行政手續法第13条、第15条、第24条

- ・ 不利益処分をしようとする場合、意見陳述のための手續き、聴聞をすること。
- ・ 聴聞を行う場合、不利益処分の内容等を事前通知すること。

- ・ 聴聞の経過調書を作成、当事者の陳述の要旨等を作成、それに基づき報告書を作成し、

違反の事実	対応する法令			備考
	医療法(令)	モデル定款	20万円以下の過料	
(組織運営)				
1.定款の届出をしない、虚偽の届出をした	50(76①)	24(1)31	○・76(3)	◎
2.原則として理事3人以上、監事1人以上でない	46の2①	17	—	◎
3.役員を選任が定款の定めに従っていない	—	18	—	△
4.役員任期が2年以内となっていない、補充者は前任の者の残任期間でない	46の2③	20①②	—	◎
5.役員が欠格事項に該当している	46の2②	—	—	○
6.役員がMS法人の役員を兼務している	46の2②	—	—	○
7.代表権は、定款で理事長のみとしていない	46の3③	19①	—	◎
8.理事長の職務履行ができない場合の規定が定款で定められていない	46の4①	19③	—	◎
9.理事長は、医師または歯科医師の理事の中から選出されていない	46の4②	18②	—	◎
10.医師または歯科医師でない理事のうちから理事長を選任して、知事の認可を得ていない	46の3①	—	—	○
11.病院等の管理者が原則としてすべて理事に加えていない	47の①	18②	—	◎
12.管理者を理事に加えない場合、知事の認可を得ていない	47の①	—	—	○
13.監事が理事(評議員)、職員と兼務している	48	19⑤	—	◎
14.監事が当該法人の業務、財産の状況や計算書類について十分な監査をしていない	46の4③	19④(1)(2)	—	◎
15.監査報告書が作成、3月以内に社員総会または理事会に提出されていない	46の4③	19④(3)	—	◎
16.社員の議決権は各1個でない	48の4	27	—	◎
(業務)				
17.附帯業務の経営により、本来業務の経営に支障を来たしている	42	—	—	○
(管理)				
18.現金は、銀行、信託会社に預入れもしくは信託していない、また国公債もしくは確実な有価証券にしていない(※1)	—	12	—	△
19.剰余金の配当をしている	54	16	○・76(5)	◎
20.借入金はすべて証書によっていない、社員総会、理事会の議決を経ていない(Ⅲ・3・(3)・2・3)	—	—	—	(※)

指導要綱の違反事項と対応する法令一覧表(A)

(注)(※)印、モデル定款には記載なし

行政庁に提出、当事者等は閲覧請求ができること。

③ 設立認可の取り消し

— 医療法第65条

【設立認可の取り消し】

第65条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後またはすべての病院、診療所および介護老人保健施設を休止もしくは廃止した後1年以内に正当の理由がないのに病院、診療所および介護老人保健施設を開設しないとき、または再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

都道府県知事が、医療法人とその施設の休止、廃止後、1年以内に正当な理由がなく施設の開設または再開をしないとき、設立認可の取り消しができます。

むすび

医療法人の運営管理の適法(正)性の基準として指導要綱があり、保険医療機関としての医(診)療そのものの適法(正)性の基準

違反の事実	対応する法令			備考
	医療法(令)	モデル定款	20万円以下の過料	
21.債務超過になった場合、裁判所は理事、債権者の申立てにより職権で破産手続の開始の決定をするが、理事がその申立てをしていない	68①	—	○・76(6)	○
22.事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書が整備、保存されていない	51①	—	—	○
23.決算書(案)は、社員総会、理事会に諮る前に監事の監査を経ていない	51②	19④(3)	—	◎
24.事業報告書等(定款を含む)を各事務所に備置、社員・評議員または債権者からの閲覧請求には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供していない	52の2	15②	○・76(4)	◎
25.決算の届出が毎会計年度終了後、3月以内にされていない	53①	15③	○・76(3)	◎
26.当該法人の登記をしなければならない、次のような事項の登記がされていない	43	—	○・76(1)	○
・登記事項 ①目的および業務 ②名称 ③事務所 ④代表権を有する者の氏名、住所および資格 ⑤存立時期または解散の事由を定めたときは、その時期または事由 ⑥資産の総額	—	—	○・76(7)	—
27.登記事項の変更登記は法定期間内に行われていない	—	—	○・76(7)	—
・登記期間 ①主たる事務所(2週間以内) ②従たる事務所(3週間以内) ③資産の総額は毎会計年度終了後2月以内	—	—	○・76(7)	—
28.変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事または主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていない	令5の12	—	—	○
29.清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合または破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款に定められた方法で適正に行われていない	76(8)	37	○・76(7)	◎

(注)①「違反の事実」は、正しい規定に反する(違反)ことを例示しています。
 ②「医療法(令)」は、改正・医療法(一部、施行令)の本則部分を示しています。
 ③「モデル定款」は、改正・医療法に基づく変更後の条文を示してあります。
 ④「20万円以下の過料」は、○印を付したもので、条文は医療法の罰則規定です。
 ⑤「備考」欄の、◎印は、医療法にも、モデル定款にも違反、○印は医療法のみ違反、△印は、モデル定款のみ違反を示します。なお、「—」印は該当なしを示しています。

指導要綱の違反事項と対応する法令一覧表(B)

松田 紘一郎 税理士・公認会計士事務所

〒104-0031 東京都中央区京橋3-6-12 正栄ビル8F

Tel:03-5159-3377(代) Fax:03-5159-3741

http://www.health-iso.co.jp

e-mail:Matsuda@health-iso.co.jp

(社)日本医療法人協会・監事・専門委員

(社)日本医療経営コンサルタント協会・常務理事

(財)アイザワ記念育英財団・理事長

ヘルスケアマネジメント協会・会長

秀明大学 総合経営学部 医療福祉マネジメントコース・教授

日本大学大学院・グローバルビジネス研究科・講師

有限責任中間法人 日本中小企業経営支援専門家

協会・医療経営部会長



【筆者紹介】

松田 紘一郎
 公認会計士・認定登録
 医療経営コンサルタント

として療養担当規則があり、この号は前者のみを示しました。
 この他、特別の利益の供与禁止による法令遵守もあり、監事の監査がそれらを担保していくこととなりますが、それについては前号(第9回)で説明していますのでご参照ください。いずれにしろ法令遵守が基盤にあることを忘れてはならないと思います。